

橿原市公私連携幼保連携型認定こども園
整備・運営事業者募集要項
【真菅北・耳成西校区】

令和5年10月

橿原市 こども政策課

1. 募集の趣旨

橿原市では、令和5年3月に「橿原市保育所・幼稚園適正配置実施計画」を策定し、保育所・幼稚園に関する適正配置の方向性を示しています。とりわけ、真菅北幼稚園は、園舎の建替え時期が迫っていることから、耳成西幼稚園と再編し、真菅北幼稚園の敷地内で「公私連携幼保連携型認定こども園」を開園する予定をしています。そこで、公募型プロポーザル方式により同こども園を整備・運営する「公私連携法人」として指定する事業者の選定を行います。

2. 運営条件等

別紙「橿原市公私連携幼保連携型認定こども園（真菅北・耳成西校区）整備・運営に係る諸条件」によるものとします。

3. 応募資格等

（1）応募資格

次に掲げる要件を全て満たしている事業者とします。

- ①私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）であること。
- ②橿原市内において、次に掲げる施設のいずれかを3年以上運営した実績があり、現に運営していること。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の規定により認可された保育所
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
 - ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園
- ③民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に規定する破産手続開始の決定を受けていないこと。
- ④法人の代表者又は役員が、橿原市契約における暴力団排除に関する要綱（平成24年橿原市告示第175号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑤代表者又は役員に禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者がいないこと。

（2）不適格事項

応募者が次の事項に該当する場合は、選定対象から除外します。

- ①公私連携法人の選定に関し、自己に有利な取り扱いを求めるための働きかけをするなど、特定の目的をもって審査委員に直接又は間接を問わず接触した場合

- ②応募書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- ③応募書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ④応募書類提出以降、「(1) 応募資格」の要件を満たさなくなった場合
- ⑤その他不正な行為があった場合

4. 事業者選定から事業開始までの主なスケジュール

事業者選定並びに事業開始までのスケジュールは次のとおりです。

日 程	内 容
令和5年10月25日（水）	募集要項等の公表
令和5年11月2日（木）	現地見学会
令和5年11月7日（火）	質問の提出期限
令和5年11月10日（金）	質問の回答
令和5年11月13日（月）～11月17日（金）	指定申請書の提出期間
令和6年1月9日（火）～1月12日（金）	事業提案書の提出期間
令和6年1月中旬	一次審査
令和6年1月下旬	二次審査
令和6年5月	協定締結
令和7年3月31日	真菅北幼稚園閉園
令和8年2月頃まで	真菅北幼稚園舎解体
令和8年2月頃～令和9年3月末	認定こども園舎建設
令和9年4月1日	認定こども園開園

5. 応募の手続

(1) 募集要項等の配布

- ①配布期間：令和5年10月25日（水）～11月17日（金）
- ②配布場所：橿原市ホームページに掲載しているので、書類及び様式等データをダウンロードして使用してください。

(2) 現地見学会（事前申込制）

- ①日 時：令和5年11月2日（木）
午前10時から（1時間程度を予定）
- ②集合場所：真菅北幼稚園（奈良県橿原市大垣町227番地）
- ③事前申込：令和5年11月1日（水）正午までに現地見学会参加申込書（様式1）を電子メールで送信してください。
- ④注意事項
 - ・申込書送信後、電話連絡を行ってください。（メール誤送信防止のため）
 - ・現地見学会の参加者は、1事業者につき2名以内とします。

- ・現地見学会への参加は、今回の募集に応募する必須要件ではありません。
- ・応募者多数の場合は、開催時間を調整することがあります。

(3) 質問の受付

- ①質 問 : 質問票(様式2)により、電子メールでのみ受け付けます。
*質問票送信後、電話連絡を行ってください。(メール誤送信防止のため)
- ②受付期間: 令和5年10月25日(水)～11月7日(火)
(7日午後5時で受付を終了します)
- ③回 答 : 11月10日(金)までに、橿原市のホームページに掲載します。

(4) 橿原市公私連携法人指定申請書(様式第1号)の提出

本事業に応募する意思のある事業者は、橿原市公私連携法人の指定に関する要綱(令和5年橿原市告示第209号)に規定する橿原市公私連携法人指定申請書(様式第1号)に記入の上、受付場所に持参または郵送してください。郵送の場合は、簡易書留での郵送とし、提出期日必着とします。また、発送した旨電話連絡を行ってください。電子メール等による提出は認めません。

- ①受付期間: 令和5年11月13日(月)～11月17日(金)
午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)
- ②受付場所: 橿原市 こども政策課
- ③提出部数: 1部

(5) 事業提案書の提出

本事業に応募する事業者は、所定の様式等により提案内容を記載した事業提案書を提出してください。事業提案書は、必ず受付場所に持参してください。郵送や電子メール等による応募は認めません。

- ①受付期間: 令和6年1月9日(火)～1月12日(金)
午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)
- ②受付場所: 橿原市 こども政策課
- ③提出部数: 正本1部、副本10部
- ④提出書類: 「提出書類一覧表」(様式3-2)に記載する書類一式
 - ・資料は1部ずつA4サイズのファイルに綴じるとともに、資料番号をインデックスで表示すること。
 - ・所定の様式は、橿原市ホームページよりダウンロードして作成すること。

6. 事業者の選定方法

提案内容を選定基準に基づき総合的に評価し、公私連携法人候補者を公募型プロポーザル方式により選定します。

なお、本募集において応募者がいない場合、又は審査の結果により最低基準点に達する応募者がいない場合等、本募集の内容を達成できないと判断した場合は、公私連携法人の選定を行わない場合があります。

(1) 一次審査

本市において一次審査を行います。提出された応募書類を基に応募条件の適否等について審査し、要件を具備していない場合は、二次審査に付さないこととし、その旨を応募者に通知します。

(2) 二次審査

「橿原市公私連携法人指定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、本事業の計画に係る提案内容を総合的に評価します。なお、審査委員会は非公開とし、実施日については令和6年1月下旬頃を予定しておりますが、正式な日時、詳細等については、一次審査合格者に別途通知します。

プレゼンテーションの内容は、応募内容の概要説明や、応募書類では伝えきれなかった内容について説明した後、審査委員からの質問に回答してください。

なお、いずれかの審査項目で、重大な問題点があると評価した場合、他の審査項目の点数に関わらず、公私連携法人候補者として選定しないことがあります。

①プレゼンテーションの時間

1事業者につき50分程度（概ねプレゼンテーション30分、質疑応答20分以内）を予定しています。

②出席者

会場への入室は、1事業者あたり3名までとします。

③プレゼンテーション資料

プレゼンテーションに使用する資料は、応募書類のみとし、追加提案の配布は認めません。（本市がヒアリングに必要として提出を求めた場合を除く。）

④審査結果

公私連携法人候補者の決定後、速やかに提案審査を行った応募者に文書で通知するとともに、橿原市のホームページを通じて公表します。なお、審査内容や審査結果に対する問い合わせには一切応じません。

6. 協定の締結及び公私連携法人の指定等

公私連携法人候補者決定後の協定の締結及び公私連携法人の指定は、次のとおり行います。

- ①公私連携法人候補者の第1位に決定された者と認定こども園法第34条第2項及びその他の事項について協議し、合意に至った場合は公私連携法人予定者とします。
- ②前号の協議が成立しない場合は、第2位の候補者と協議し、合意に至った場合は公私連携法人予定者とします。
- ③認定こども園法第34条第2項に規定する協定は、本市と公私連携法人予定者との間で作成した協定案を審査委員会で審議し、市議会への報告及び教育委員会議で議決した後、締結します。
- ④協定締結後、公私連携法人予定者を認定こども園法第34条第1項の公私連携法人として指定するものとします。
- ⑤公私連携法人予定者とした後、本市との間で協定の締結を行わなかった場合又は、本市が公私連携法人の指定を行わない場合であっても、公私連携法人予定者が本募集要項にしたがって支出した費用等について、本市は一切の補償の義務を負わないものとします。

7. その他

- ①現地見学会の参加、応募書類の提出その他本件に係る費用は、応募者負担とします。
- ②提出された応募書類は返却しません。
- ③受付後の書類の差し替え及び追加等はできません。ただし、公私連携法人の選定にあたり確認が必要とされた場合、市職員が聞き取りや、資料の追加・補正を求める場合があります。
- ④提出された資料に関する情報公開は、橿原市情報公開条例（平成10年橿原市条例第15号）に基づき取り扱います。
- ⑤橿原市公私連携法人指定申請書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出してください。

8. 本件に関する問い合わせ先及び書類提出先

橿原市こども・健康スポーツ部こども政策課（担当：西岡、西迫、平井）

住 所：〒634-8509 奈良県橿原市内膳町1-1-60（分庁舎2階）

電話番号：0744-47-2786 F A X：0744-25-2221

メールアドレス：kodomoseisaku@city.kashihara.nara.jp